藤枝市税を滞納していない旨の誓約書

　私は、藤枝市仲良し夫婦移住定住促進事業費補助金の交付申請に当たり、前年度に課税された藤枝市税（市民税に限る。）に滞納がないことを誓約します。

　　　　　年　　月　　日

（自筆）申請者氏名

【注意事項】

虚偽の誓約を行いこの補助金の交付を受けたときは、藤枝市補助金等交付規則(平成17年藤枝市規則第２号)第１6条及び第１７条の規定に基づき、補助金の交付の決定を取り消し、交付を受けた補助金の全額を返還することとなります。

藤枝市補助金等交付規則（一部抜粋）

(決定の取消し)

第１６条　市長は、補助事業者について、次の各号のいずれかの事実が判明したときは、補助金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑶　偽りその他不正の手段により補助金等の交付を受けたこと。

　(補助金等の返還)

第１７条　市長は、第９条第１項又は前条の規定により補助金等の交付の決定を取り消した場合において、補助事業等の当該取消しに係る部分に関し既に補助金等が交付されているときは、補助事業者に対し期限を定めて当該補助金等を返還させるものとする。